

規制改革推進会議 行政手続部会における検討状況

1. 行政手続部会の設置について	1
2. 行政手続部会 委員・専門委員名簿	2
3. 行政手続部会の開催実績と今後の予定	3
4. 事業者に対するアンケート調査の結果の取りまとめ(抜粋)	4
5. 日本商工会議所提出資料(抜粋)、経済同友会提出資料(抜粋)	6
6. 「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての 考え方(たたき台)	7

規制改革推進室

平成 29 年 3 月 7 日

行政手続部会の設置について

平成 28 年 9 月 12 日
規制改革推進会議決定

規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進めるため、規制改革推進会議令(平成 28 年政令第 303 号)第 4 条の規定に基づき行政手続部会を設置する。

【参考】日本再興戦略 2016（抜粋）（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

I 部 2. 生産性革命を実現する規制・制度改革

(1) 新たな規制・制度改革メカニズムの導入

② 事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法の導入

- ・まずは、外国企業の日本への投資活動に関係する規制・行政手続の抜本的な簡素化について 1 年以内に結論を得る。

【1 年以内を目途に結論（早期に結論が得られたものについては、先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手）】

- ・外国企業の日本への投資活動に関係する分野以外についても、先行的な取組が開始できるものについては、年内に具体策を決定し、速やかに着手する。

こうした先行的な取組と上記取組の実施状況等を踏まえつつ、諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する。

【先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手】

【本年度中を目途に、重点分野と削減目標を決定】

行政手続部会 委員・専門委員名簿

(委員)

部会長	高橋 滋	法政大学法学部教授
部会長代理	森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科教授
	野坂 美穂	中央大学ビジネススクール大学院戦略経営研究科助教
	原 英史	政策工房代表取締役社長
	吉田 晴乃	B T ジャパン代表取締役社長

(専門委員)

	大崎 貞和	株式会社野村総合研究所主席研究員
	川田 順一	J Xホールディングス取締役副社長執行役員
	國領 二郎	慶應義塾大学総合政策学部教授
	佐久間 総一郎	新日鐵住金代表取締役副社長
	堤 香苗	キャリア・マム代表取締役

行政手続部会の開催実績と今後の予定

[平成28年]

- | | | |
|------------|---------------|---|
| 第1回 | 9月20日 | 1. 部会長代理指名
2. 部会の運営について
3. 規制・行政手続コストの削減に係る経緯と現状
(1) 「日本再興戦略2016」における経緯等について
(2) 諸外国における取組について
(3) 我が国における既存の取組について
4. 行政手続部会の進め方について |
| 第2回 | 10月3日 | 1. 他部局における先行的取組の検討状況
2. 諸外国における行政手続コスト削減に向けた取組
3. 「規制・行政手続コスト」の考え方
4. 事業者ニーズの把握の進め方 |
| 第3回 | 10月20日 | 関係者からのヒアリング①
日本行政書士会連合会、日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会 |
| 第4回 | 11月15日 | 1. 関係者からのヒアリング②
日本司法書士会連合会、日本経済団体連合会、経済同友会
2. 関係省庁からのヒアリング（内閣官房IT総合戦略室） |
| 第5回 | 11月21日 | 関係者からのヒアリング③
日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、新経済連盟、
日本貿易振興機構、ビズシード株式会社、株式会社あきない総合研究所 |
| 第6回 | 12月13日 | 1. 諸外国における取組と我が国の取組に向けた示唆
2. 関係者からのヒアリング結果の整理（事業者ニーズの把握関係） |
| 第7回 | 12月20日 | 1. 事業者ニーズの把握について
2. 事業者へのアンケート結果（事業者ニーズの把握関係）
3. 「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果（事業者ニーズの把握関係）
4. 他部局における先行的取組の検討状況
5. 規制・行政手続コスト削減の重点分野、目標・手法の検討にあたっての論点 |

[平成29年]

- | | | |
|-------------|--------------|---|
| 第8回 | 1月19日 | 1. 事業者ニーズの取りまとめ
2. 「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての考え方 |
| 第9回 | 1月30日 | 関係省庁からのヒアリング①（総務省、財務省、経済産業省） |
| 第10回 | 2月2日 | 関係省庁からのヒアリング②（法務省、厚生労働省、国土交通省） |
| 第11回 | 3月6日 | 取りまとめについて |

(以下、予定)

3月下旬 取りまとめ

I. 調査概要

事業者に対するアンケート調査の結果の
取りまとめ（抜粋）
（平成29年1月19日 第8回行政手続部会資料）

〔調査名〕

○事業者の規制・行政手続簡素化に関する調査

〔調査目的〕

○事業者が日々の事業活動の中で、「どのような手続に」「どのような負担感を感じているのか」の把握。

〔調査対象・回答数〕

○日本商工会議所（日商）、日本経済団体連合会（経団連）、経済同友会（同友会）の加盟企業を対象に調査を実施。
団体別には以下、3団体合計で818の回答を得た。

※合計数は日本経済団体連合会、経済同友会の両団体に加盟し、両団体に回答した者の重複を除いた数。

調査団体	調査対象数	有効回答数
日商	3,000	455
経団連	1,529	289
同友会	982	173

〔調査実施期間〕

○2016年11月

〔回答事業者の業種〕

	製造業	建設業	卸売業	運輸業	不動産業	その他サービス業	小売業	その他
3団体合計	24.0%	14.4%	9.8%	8.3%	7.5%	7.2%	5.7%	23.1%
日商	13.8%	20.7%	14.1%	8.1%	10.8%	6.8%	7.0%	18.7%
経団連	43.3%	7.6%	4.5%	4.8%	2.4%	6.9%	4.2%	26.3%
同友会	26.6%	4.6%	4.0%	13.9%	5.8%	8.7%	2.9%	33.5%

〔回答事業者の企業規模〕

	100人以下	101人～200人	201人～300人	300人超	不明
3団体合計	48.8%	9.2%	3.8%	38.1%	0.1%
日商	79.8%	11.4%	3.5%	5.3%	0.0%
経団連	4.2%	4.5%	3.1%	87.9%	0.3%
同友会	13.9%	6.9%	4.0%	75.1%	0.0%

II. 調査結果 1. 全体集計

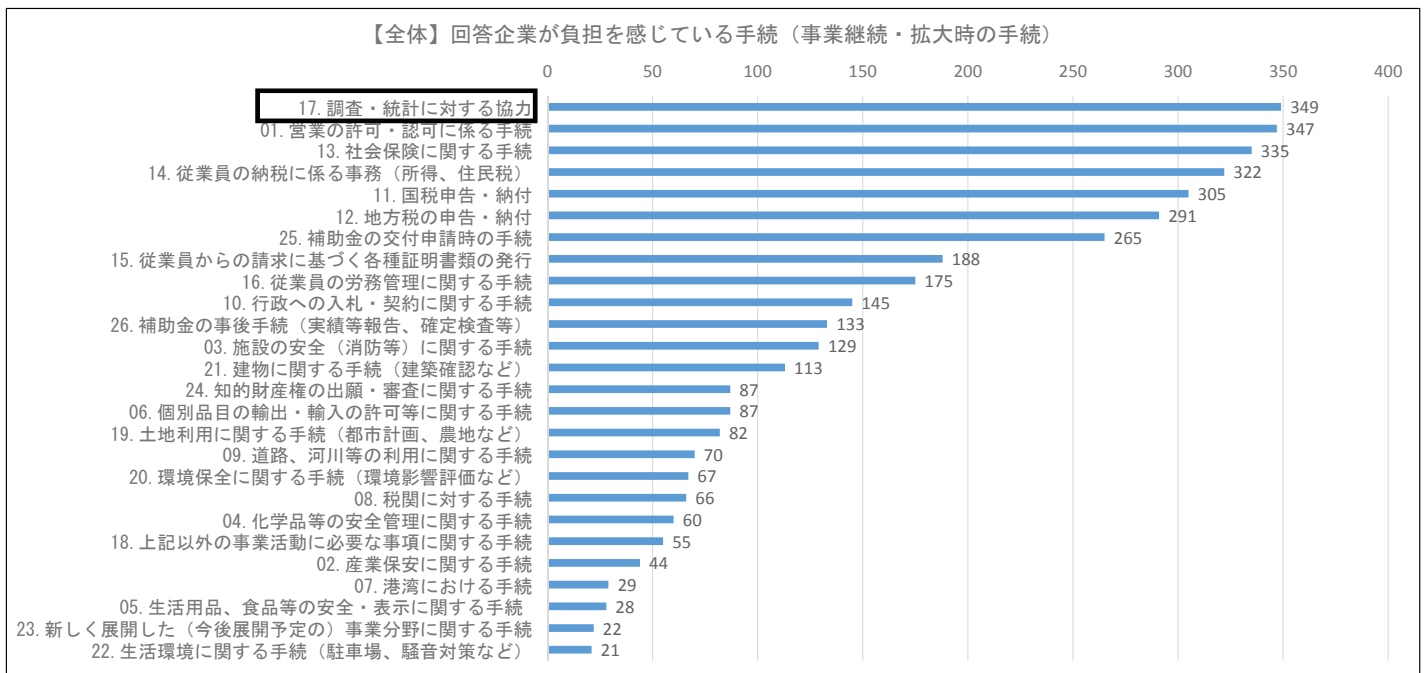
負担感上位10手続（3団体の調査結果の合計）

手続（分野（案））	合計			日商		経団連		同友会		（参考）
	回答数	回答総数に占める割合（%）	累積%（%）	回答数	順位	回答数	順位	回答数	順位	
1 営業の許可・認可に係る手続	574	11.2	11.2	341	1	202	4	109	4	各省庁に共通する手続
2 社会保険に関する手続	535	10.4	21.7	268	3	213	2	134	1	個別分野の手続
3 国税	473	9.2	30.9	227	4	206	3	123	3	個別分野の手続
4 地方税	461	9.0	39.9	201	5	217	1	130	2	個別分野の手続
5 補助金の手続	398	7.8	47.7	273	2	109	8	61	10	各省庁に共通する手続
6 調査・統計に対する協力	349	6.8	54.5	182	6	138	5	75	7	各省庁に共通する手続
7 従業員の納税に係る事務	322	6.3	60.8	151	8	135	6	86	5	個別分野の手続
8 従業員の労務管理に関する手続	287	5.6	66.4	157	7	96	9	78	6	個別分野の手続
9 商業登記等	285	5.6	71.9	146	9	111	7	65	9	個別分野の手続
10 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行	188	3.7	75.6	69	11	94	10	72	8	個別分野の手続

- （注）
- 「合計」は、経団連と同友会の重複回答を排除し、3団体の調査結果を合計したものの。
 - 「回答総数に占める割合」は、手続に負担感を感じたという回答の総数に占める、個別手続の割合
 - 累積%は、（2）の%を上位から足していったものの累積値。
 - 手続（分野（案））は、資料2「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての考え方（たたき台）（案）」による。

II. 調査結果 2. 事業段階別の集計

(2) 事業継続・拡大時 ①負担を感じている手続



II. 調査結果 2. 事業段階別の集計

(2) 事業継続・拡大時 ②手続別の負担感

区分	①申請様式に記載の方法、記載内容が分かりにくい	②提出書類の作成の負担が大きい（社内の事務作業（書類収集作業含む）や社外専門家への支払等）	③同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる（例えば、自治体毎、地方部局毎等）	④審査・判断基準が分かりにくい	⑤同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる	⑥要求根拠が不明の資料の提出を求められる	⑦同様の書類を、複数の組織・部署・窓口にて提出しなければならない	⑧手続のオンライン化が全部又は一部されていない（添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等）	⑨手続のオンライン化はされているが使いにくい（紙で提出した方が手続が早く完了する等）	⑩手続に要する期間（処理期間）が長い	⑪手続に要する期間（処理期間）が事前には示されない	⑫申請を受理してもらえない	⑬申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない
14. 従業員の納税に係る事務（所得税（源泉徴収、年末調整）、住民税）	100	246	121	39	25	7	50	70	54	25	7	0	21
15. 従業員からの請求に基づく各種証明書類（就労証明書、源泉徴収票等）の発行	82	121	111	26	24	8	26	53	8	7	7	0	11
16. 従業員の労務管理に関する手続	62	128	28	32	28	25	27	48	10	11	9	1	14
17. 調査・統計に対する協力	157	282	93	35	29	72	77	51	49	21	8	0	24
18. 上記以外の事業活動に必要な事項に関する手続	12	37	7	13	11	7	11	17	9	17	5	1	13
19. 土地利用に関する手続（都市計画、農地など）	22	43	17	32	22	10	15	11	1	43	12	9	30
20. 環境保全に関する手続（環境影響評価など）	20	59	14	20	22	10	14	16	6	35	13	6	18
21. 建物に関する手続（建築確認など）	36	68	17	33	23	12	14	27	2	46	16	5	32
22. 生活環境に関する手続（駐車場、騒音対策など）	7	14	6	5	3	1	2	5	0	3	4	3	3
23. 新しく展開した（今後展開予定の）事業分野に関する手続	13	18	2	13	3	1	0	4	1	5	3	1	6
24. 知的財産権の出願・審査に関する手続	34	56	12	29	16	1	16	28	17	52	27	1	41
25. 補助金の交付申請時の手続（申請書の作成、添付書類の作成・収集）	181	215	45	120	42	43	26	45	23	112	32	9	79
26. 補助金の事後手続（実績等報告、確定検査等）	73	99	18	47	16	24	9	23	14	48	24	2	31

（注）赤色のセルは上位5%、濃いピンク色のセルは上位5%～15%まで、薄いピンク色のセルは上位15%～25%までを示す。

日本商工会議所提出資料（抜粋）
（平成 28 年 12 月 20 日
第 7 回行政手続部会資料）

1. 重点的に簡素化すべき行政手続分野

（8）行政による調査分野

事例① 行政からの調査・アンケートの依頼が多い

法定、非法定を問わず国、地方公共団体、独立行政法人等による調査やアンケートの依頼が多い。断ることもできず、対応が負担となっている。

経済同友会提出資料（抜粋）
（平成 28 年 11 月 15 日
第 4 回行政手続部会資料）

I. 負担を感じている具体的な規制・行政手続、負担と感じている内容について

No	1. 具体的な規制・行政手続	2. 規制・行政手続の詳細、具体的に負担と感じている内容	根拠法令等
(2)事業継続時の手続 ③	調査・統計への協力	調査・統計への協力に関し、 ①作業負担が大きい ②オンラインで回答できないものがある といった課題がある。 ※参考：平成 25 年度 統計調査のオンライン調査の導入状況 全府省平均 62.4%（各府省情報化統括責任者連絡会議報告『2013 年度 統計調査等業務の業務・システム最適化実施評価報告書』より）	

「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての考え方（たたき台）

平成 29 年 1 月 19 日

1. 重点分野

(1) 取組の対象範囲

- ・事業者ニーズを踏まえ、「行政機関等」に係る以下の「手続等」を取組の対象範囲としてはどうか。

「行政機関等」

対象

- ・国の行政機関
 - ・独立行政法人等
(独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人)
 - ・地方公共団体
- ※ただし、取組の実施に当たっては、地方公共団体の理解・協力が必要。

対象外

- ・立法府、司法府

「手続等」

対象

- ・申請、届出（不服申立てを除く）
- ・調査・統計に対する協力
- ・事業者を経由して行う通知
- ・手数料及び税の納付
- ・書類の作成、保存、表示
- ・本人確認義務

対象外

- ・苦情の申出、請願等
- ・情報提供（調査・統計に対する協力を除く）
- ・処分通知等（事業者を経由して行う通知を除く）、縦覧等、作成等
- ・不作為義務

(2) 分野の設定

- ・「事業者に対するアンケート調査」の選択肢を基本として、以下の分野について、検討対象とすることとしてはどうか。

【各省庁に共通する手続】

- ①営業の許可・認可に係る手続
- ②行政への入札・契約に関する手続
- ③調査・統計に対する協力
- ④補助金の手続
- ⑤その他事業活動に必要な事項の許可・認可に係る手続

【個別分野の手続】

- ⑥産業保安に関する手続
- ⑦施設の安全（消防等）に関する手続
- ⑧化学品等の安全管理に関する手続
- ⑨生活用品、食品等の安全・表示に関する手続
- ⑩個別品目の輸出・輸入の許可等に関する手続
- ⑪港湾における手続
- ⑫税関に対する手続
- ⑬道路、河川等の利用に関する手続
- ⑭国税
- ⑮地方税
- ⑯社会保険に関する手続
- ⑰従業員の納税に係る事務
- ⑱従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行
- ⑲従業員の労務管理に関する手続
- ⑳土地利用に関する手続
- ㉑環境保全に関する手続
- ㉒建物に関する手続
- ㉓生活環境に関する手続
- ㉔知的財産権の出願・審査に関する手続
- ㉕商業登記等
- ㉖不動産登記
- ㉗株式や事業用資産の承継に関する手続（事業承継時）
- ㉘その他

(3) 重点分野の選定

- ・事業者に対するアンケート調査によれば、(2) の分野について、負担感が上位の10分野は以下の通り。

1	営業の許可・認可に係る手続	【各省庁に共通する手続】
2	社会保険に関する手続	【個別分野の手続】
3	国税	【個別分野の手続】
4	地方税	【個別分野の手続】
5	補助金の手続	【各省庁に共通する手続】
6	調査・統計に対する協力	【各省庁に共通する手続】
7	従業員の納税に係る事務	【個別分野の手続】
8	従業員の労務管理に関する手続	【個別分野の手続】
9	商業登記等	【個別分野の手続】
10	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行	【個別分野の手続】

- ・この10分野で「手続きが負担である」という回答の75%を占めており、これらを重点分野の候補としてはどうか。

(4) 重点分野の位置付け

- ・重点分野は、削減についての目標を設定し、取組のフォローアップも行う分野と位置付けてはどうか。
- ・重点分野以外については、重点分野と同様の目標は設定しないが、今般の取組で把握された個別の課題について、各省庁の自主的取組を進めることとし、行政手続部会において、必要に応じて、取組のフォローアップを行うこととしてはどうか。

2. 削減目標

(1) 削減対象

①削減対象とするコスト

- ・ 今回の取組で削減対象とするコスト（削減目標を課し、フォローアップの対象となるコスト）は、行政手続コストとしてはどうか。
（ただし、各省が他のコスト削減に自主的に取り組むことを妨げるものではない）。

[事業者に対する規制コスト]

遵守コスト (Compliance costs)	行政手続コスト (Administrative costs)
	間接的な金銭コスト (Indirect financial costs)
直接的な金銭コスト (Direct financial costs) (例) 行政機関への手数料、税等	
長期構造コスト (Long term structural costs)	

②コストの内容

- ・ 以下のような類型が考えられる。

(i) 金銭コスト

※標準的費用モデル (SCM) により、社内費用 (人件費×作業時間)
+ 社外費用 (人件費×作業時間) という基本式で推計。

※2000年代欧州の主流の方式で、コストの推計・算出に長い期間と多額の費用が必要。

(ii) 時間 (作業時間)

※米国で採用された方式 (paperwork reduction) だが、企業内部で手続に要する時間 (作業工数) の把握が必要。

(iii) 事業者の負担感 (アンケート調査の回答結果)

※今回と同様の事業者アンケート調査を数年後に再度実施し、各々の手続について「負担」と回答する者の割合を低下させることを目指す方式。

- ・ どの類型を考えるかに関し、以下の2点を考慮するべきではないか。

- (i) 定量的目標設定をする場合、取組の実効性を上げるためには、一定の計算に基づく「行政手続コスト」の算出が必要ではないか。
- (ii) コスト計算に多大な労力、費用、時間をかけることは適切ではなく、簡易な推計方法を検討すべきではないか。

・上記を考慮し、一案として、以下のような方法で行うのはどうか。

- (i) 削減対象は「時間（事業者の作業時間）」とする。
- (ii) 各分野の主要な手続について、所管省庁が企業内部でどの程度の時間を要しているかを把握・計測し、公表する。
- (iii) その際、先行的取組の例も踏まえつつ、大規模なヒアリングやアンケート調査の実施までは求めない、また、計測時に一定の仮定を置くことも許容する。

(2) 取組期間

- ・取組期間は、3年としてはどうか。
(ただし、事項によっては5年の場合もあり得る。)
- ・ただし、初回に手続コストを計測したのと同時期に、翌年度以降も手続コストの計測を行い、削減の取組の進捗を管理することとしてはどうか。
- ・取組の起算点（開始時）は、平成29年度（2017年度）としてはどうか。その上で、コストの計測を年度内の何月に行うかは、各省に委ねて良いのではないか。

(3) 削減目標

- ・削減目標は、定性的なものではなく、数値目標が必要ではないか。
- ・削減対象を「時間（事業者の作業時間）」とする場合、数値目標としては、削減率を設定することとなる。

3. 計画的な取組の推進

(1) 重点分野

- ・ 計画の作成、実施、検証（取組内容に加え、手続ごとの「行政手続コスト」の計算方法の検証も含む）について、以下のような段取りで進めることとしてはどうか。

①本年6月末まで

各省庁において、行政手続コスト削減に係る暫定的な削減計画を策定する。

②本年7月～平成30年6月頃

各省庁は暫定的な削減計画に基づき、削減の取組に着手。

並行して、行政手続部会において、各省庁の削減計画及び取組について、議論を行う。その議論を踏まえ、各省庁は削減計画（本計画）を策定する。

③平成30年7月～

各省庁は削減計画（本計画）に基づき、削減の取組を進める。

行政手続部会は、適宜、取組の進捗確認等を行う。

(2) 重点分野以外の分野

- ・ 必要に応じ、個別の分野・手続における各省の自主的取組の内容について、行政手続部会において取組の進捗の確認等を行う。